

(議事録)

鈴木部会長 ただいまから第2回埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日の出席委員の状況について、事務局から確認をお願いします。

賃金室長補佐 出席状況を報告します。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。以上です。

鈴木部会長 本専門部会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、会議は非公開、議事録を公開といたします。

また、本専門部会の議事録の確認をあらかじめ御指名させていただきます。公益代表は私、鈴木が、労働者側は菊地委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

次に、配付資料の確認と説明を事務局からお願いします。

賃金室長 お配りしております専門部会の次第の次のページに、資料を3つ掲げております。目次に沿って読み上げの上、簡単に御説明させていただきます。

まず資料No. 1、賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳（非鉄金属製造業）。これは7月に労側から、労働組合8社分の労使協定に関わる最低賃金の定め金額を記した内訳になっております。1か月の時間給の小数点切上げで時間給を記載しております。

続きまして、資料No. 2になりますけれども、これは9月8日の第1回合同専門部会の中でもお示しさせていただきましたが、こちらで6月に実施しました30人未満の事業所に対する基礎調査の分析結果になっております。賃上げ額、賃上げ率、影響率の早見表ということで記載されております。

続きまして、資料No. 3になりますが、埼玉県の最低賃金ということで、10月1日付で、令和3年の最低賃金額が928円から956円に引上げとなります。これに伴いまして、非鉄金属製造業は今、956円が10月1日から適用になるという記載になっております。必要性があるということで8月2日に御審議いただいておりますので、引き上げされた暁には、またこの部分に改定金額を載せた上で、ホームページ等で発表させていただくということになっております。以上です。

鈴木部会長

ただいまの事務局の説明について、御質問等はございますか。
続きまして、他局や自局の答申状況について、分かっているならば事務局から教えてください。

賃金室長

まず、埼玉県最低賃金審議会で行われましたほかの特定最賃の金額の部会長報告の状況について、説明させていただきます。

輸送用機械器具製造業がプラス24円の990円、電子部品・デバイス、電子回路等の最低賃金がプラス27円の981円、自動車小売最低賃金がプラス26円の988円ということで、部会長報告が提示されております。

ちなみに他局の情報になっておりますが、兵庫におきましては、電子関連と計量器関連、いずれもプラス28円ということで報告されております。また、大阪に関しましては、汎用機械・生産用機械などの特定最低賃金がプラス29円、電子関係がプラス28円、輸送用機械器具がプラス28円、自動車小売がプラス28円ということで報告をいただいております。以上です。

鈴木部会長

ありがとうございました。何か質問はございませんか。

それでは、次第に従いまして、議題1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改定について進めていきたいと思っております。

本日は部会長報告をまとめることを予定しておりますので、円滑な審議に格段の御協力をお願いいたします。

まず、本日の協議形式を確認したいと思います。昨年度は全体協議からスタートして、行けるところまで行ってから個別協議に移行しましたが、今年度もこの進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長

それでは、全体協議から始めたいと思っております。まずは労側の委員からお願いいたします。

菊地委員

皆さんおはようございます。私からは今年度の非鉄の要求額をまずは14円と報告させていただきます。理由はまず、県内8組織の春闘2年分の額は17.8円なのでそこから、昨年アップ分4円を引くと14円になるからです。参考ですが、全国非鉄の35組合の単純平均が1,000円でございます。

続きまして同じAランク、大阪非鉄との比較でございます。大阪非鉄は993円ですけれども、現在、私どもが情報を得ていることと、必要性ありというところまで行っているということは、私どもの

組合で把握している数値で、一応、大阪は地賃プラス1円でいきますと99円が予想されるところです。

昨年度の埼玉の5産業の加重平均は960.5円で、非鉄948円との差額が12.5円でしたが、現状の加重平均986.3円と非鉄の差は38.3円の差額があるということで、これはもう既に専門部会で決まった電気機械器具、輸送用機械器具、自動車小売の金額を差し替えております。

それと、適用労働者数は、他の4業種と比較して4861人から4886人へ25名ほど上がっているところでございます。

また、組織内の労働者数は2081人から2301人へ220名ほど増えているところでございます。

未組織労働者数は先ほどの組織内労働者数とは逆転しておりまして、4産別については平年並みというか、昨年並みというところですが、非鉄においては195名、率で言うと7%ぐらい未組織の労働者が減っているという状況です。参考ですが、中小企業庁の文献によると中小企業における人手不足の実態として必要な人材の不足とか、従業員の育成、能力開発、人手不足等々が上位3つを示しているところでございます。また、若者が何で退職してしまうのかというところは、昇進・昇給がないなど賃金の条件が悪いことがあげられており、賃金の待遇を、労働者が望んでいる厚生労働省のアンケート結果がござい

ます。先ほども申し上げましたが、大阪非鉄が必要性ありというところと、埼玉3産業の加重平均差が38.3円、埼玉の未組織労働者は昨年よりも減少していること。5産業の中で唯一、非鉄は未組織の労働者が減少しているところでございます。あとは、必要な人材不足等が、アンケートでありましたように56.4%、賃金の改善も必要であるところでございます。

総じて言いますと、埼玉非鉄としては、28円から30円という額を要求とさせていただきます。

私、労側からは以上となります。よろしく申し上げます。

鈴木部会長 何か御質問はございますか。使側の皆さん、いかがでしょうか。

廣澤委員 この金額の幅はどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。

菊地委員 先ほど事務局から配っていただいた影響率の表を御覧いただけますと、同率の影響率12.3%で、28から30というところが導いた結果でございます。

廣澤委員 なるほど、分かりました。

菊地委員 できれば他産業の賃金とちょっとでもミニマイズしたいと。今回は人、労働者という観点で未組織であろうと、産業を支えるのは人だということで説明させていただきました。

鈴木部会長 ありがとうございます。佐野委員、お願いします。

佐野委員 菊地さん、いろいろとありがとうございました。
他の専門部会だと大体アップ率が1.8とか1.9ぐらいに行っていて、去年も実際そうなんだ、今年もそうなんだと。去年で行ったとすれば20円近く上がっていますが、実際には3円とか4円とかにしました。今年も同じように20円近く上がっているんですと。去年と今年は特別な年度なので、そういうのを見てほしいという議論があるんですけども、去年実際に、非鉄金属の中では、実績として4円ぐらいしか上がっていないのか。14円で要求されるのだったらこれでいいのではないかという話になってしまうけれども、どうなのかと思います。

菊地委員 申し訳ございません。春闘の上げ幅、7.8円の額を四捨五入すると8円のところ、昨年は非鉄の特賃は4円しか上がっていなかったということでございます。今年ですが、春闘の加重平均では10円で、昨年の特賃の積み残しを足すと14円が春闘をベースにした特賃の引き上げデータでございます。

佐野委員 だから、相当上がっていなかったということですね。

菊地委員 やはり昨年、厳しいところですよ。

佐野委員 去年、今年も合わせても。

菊地委員 額的にはそういうことになります。

佐野委員 もっと上がっているのかと思った。そうすると、結構厳しいですね。

菊地委員 春闘の額で物を言うと、議論するということになりますと、これはうそをつけませんので、導き出した実力値といたしますか。

佐野委員 あともう一つ質問させていただいていいですか。なぜ非鉄は他の業種と比べて低いのか、経済的な何か説明していただけますか。

菊地委員 経済的には昨年と今回で、コロナの底は脱したというところは、会社の説明でそう聞いている次第でございます。今期は、今、足元で問題となっているのは、金属価格が高騰といたしますか、その辺もあるとは聞いておりますが、それだけではなく、ネット社会といたしますか、5Gとか、その辺に関わる事業者については、昨年もそう落ち込みもせず、今、景況感的には対予算プラスみたいなことは聞いています。

佐野委員 あとは、よく平均を取るけれども、これは一番低い人たちの金額だけ取ったのですか。どういう金額の捉え方をしているのかと思って。ほかだと春闘の若い人たちを含めて、それで全体として何%で、1.8とか、若い人たちに比較的に力を入れているから、若い人たちは2%以上上がっている、年齢が高い人だとちょっと低いというような説明が結構多いんですけども、この7.8円というのは、アルバイトとか何かそういうふうに近いような人たちの賃上げですか。

菊地委員 いや、アルバイトは無論、組合のデータですから。

佐野委員 全体の平均額が入っているんですか。

菊地委員 全体の。

佐野委員 そうすると、皆さん方、本当にきつかったんですね。

菊地委員 はい。

佐野委員 賃金があまり上がらなかったというようなイメージで。

菊地委員 よく俗に言うベアが取れなくてとかいうところが問題というより、全体の数値を下のほうに下げている要因だとは思っています。

佐野委員 分かりました。ありがとうございました。

鈴木部会長 私からも質問よろしいですか。先ほどの御説明ですと、人手不足感があるというデータがありました。また、若手の離職者のアンケートで、賃金の条件がよくなかったなどといったデータを説明していただいています。そうすると、平均すると賃上げ率はあまり高くなかったとはいえ、若い層に対してより手厚くという、組合の交渉の中での何か実績とかはございませんか。つまり、そういうデータをお持ちではありませんか。

菊地委員 高卒初任給の企業内最低賃金の協定額が2020年は16万4,000円が17万500円というケースが、今の鈴木部会長の答えになるかと思うんです。

鈴木部会長 一部の会社については、新卒初任給の設定を上げたということですね。

菊地委員 はい。

鈴木部会長 ありがとうございます。
ほかに御質問はございますか。あと、労側の委員から補足の説明はございますか。

濱田委員 実際には、それぞれの企業で賃上げはしていると思うんです。私も中小のJAMという組織にいますが、県内で大体90ぐらいの中小企業があるんですけども、平均で1.76%ぐらいの賃金の引上げは行っております。

それでここ数年の特徴としては、どうしても大手のほうは制度があるので、中小もあるとはいえ、絶対額は大手のほうが多いです。けれども、ベースアップとか賃金改善に関しては、ここ数年、中小のほうが大手を上回るようなことで人材の確保などにも努めていて、今年だけでも700円、673円ぐらいですか、中小が大手を上回ったというような数字も出ております。

鈴木部会長 先ほど伺った1.76%というのは今年度の引上げ率になりますか。

濱田委員 そうですね。今年度の平均です。

鈴木部会長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。
続きまして、使側からお願いいたします。

廣澤委員 あくまでデータですので参考程度だと思いますが、業況判断については日銀短観の非鉄金属(中小企業)の動きは、2021年3月からプラスということで、今のところは9(3月)、28(6月)、18(9月)になっています。それから、シンクタンクの見通しについても、マイナスが続いてはいるもののマイナス39.3、武銀もマイナス10ということで、どちらかという右肩上がりの傾向になってきているとデータは示しています。

加えて、法人企業統計のデータにつきましても、中小企業の売上げは52.1%のプラス、営業利益は1,569.7%のプラスということ

で、一時期の非常に厳しい状況からは少し上向きになっていると思われます。

鉱工業生産指数につきましては、先週末に7月の数字が出ており86.8でした。ですので、引き続き改善傾向にあると見られます。他方で、原材料費の引上げは理解してもらえても人件費引上げは飲んでもらえないとか、個別企業ごとになかなか難しい課題が残されているというのが今の実態だと思います。

今まで使側は、日銀短観、鉱工業生産指数、法人企業統計等から、いつも使側なりの計算式に基づいて理論値を出しておりました。そういう中で今般、地域別最賃が28円となったことも踏まえた現状の数値としましては、7月の鉱工業生産指数がさらに上昇したことも踏まえて、更に他業種のところも踏まえて、プラス23円を御提示させていただきたいと思います。これは上昇率としては2.41%なので、先ほどの春闘の1.78、それも優にクリアする数字と考えております。よろしくをお願いします。

鈴木部会長

ありがとうございます。
質問はございませんか。お願いします。

菊地委員

1点よろしいですか。先ほど鉱工業生産指数の動向のところで非鉄が、8月度は86.8と。

廣澤委員

7月です。

鈴木部会長

公益の先生、いかがでしょうか。
ひとまず現段階では、質問はこれ以上なしということでもよろしいでしょうか。
労側に確認したいのですが、さっき金額の幅がありましたよね。スタートとしては幾らにしましょうか。

菊地委員

あまり乖離があっても、今、使側、廣澤委員がおっしゃっていただいたのが23円で、私どもが28から30というところで、そこで30とか言っても開きがありますので、まずは28円ということでもよろしいでしょうか。

鈴木部会長

労側の提示した額が現状28円、使側が23円ということになります。この場で何か交渉といえますか、意見交換がこれ以上必要でなければ、例年どおり個別協議とさせていただきたいのですけれども、よろしいですか。

佐野委員 一人一人意見を聞いていったほうがいいんじゃないですか。

鈴木部会長 そうですね。今、廣澤委員から市況について概観的に御説明いただきましたので、使側の委員から、個別の状況についてお伺いできればと思います。

石橋委員、お願いいたします。

石橋委員 よろしく申し上げます。先ほど菊地委員から1.76%というお話があったのですが、そういう数字は実感としてあります。2%賃上げするというのは非常に厳しいハードルで、1年間通して業況が見えるということがもう去年辺りからないので、賃上げより賞与で報いる方針をとっており、先ほどおっしゃられた1.76%というのは、あ、そうなのかなと思いました。

ですから、2%以上上げるということは非常に高いところではあるのですが、ただ、これは最低賃金の協議であるということで、ある程度のところで折り合いというか、協議していくべきところなのかと思います。私どもとしては雇用を守ることが、人が大事ということはもちろん一番要のところなので、それには賃金を上げるというよりは、雇用が継続して会社が持続していくことのほうが大事なので、そういった意味合いも含めての個別協議というか、折り合いをつけていただけたらと思います。以上です。

鈴木部会長 ありがとうございます。

杉田委員、コメントをお願いできますか。

杉田委員 しばらく今年の春頃までずっと悪い調子が続いたんですけれども、今は忙しい状態です。その分が動き出したような状態で、社員の皆さんには、フルでお願いしているところでございます。私どもも先ほどおっしゃったように、先が見えなかったものですから、賃金より賞与でというふうに考えています。以上です。

鈴木部会長 ありがとうございます。

今、個別の企業の状況について御説明いただきました。もちろんこの後も全体協議がございしますが、労側の皆さんも現段階で業界、あるいは各社の状況について何か補足説明はございますか。

濱田委員 私のほうでさっきJAMの関係で今年1.76という話をして、廣澤委員から、2.41で合いますよということだったのですが、昨年もほぼ同じような1.76ぐらいの賃上げをしているんです。ただ、昨年の非鉄はもう4円しか上がっていなかったということなので、昨年と

トータルして見ればどうかというところの議論も必要なのかと思っています。

鈴木部会長

ありがとうございます。

佐野委員

よろしいですか。個別協議、この後また質問を経てしていただくこととなりますけれども、今年、石橋委員さんに新しく入っていただいたので、御説明しておいたほうがいいかと思うんです。私、最低賃金審議会会長をやっている佐野と申します。去年と今年はコロナで、埼玉県の最低賃金、地賃はかなり審議が難しいときがありまして、中賃が去年無回答だったんですけれども、埼玉は皆さんの御協力で2円にしました。今年もなかなか経済的に厳しいと認識はしているんですけれども、中賃の答申どおり28円と答申しました。埼玉県は全員賛成を非常に大事にしていますので、いろいろと御意見を伺って別紙という形で意見を取りまとめ、報告という形にさせていただきまして、大体他の部会も、去年と今年の2年間ぐらいの金額を、異例の年度だと考えていただいています。

よく議論の中で、特定最賃と地賃は従来だと、原則的にはあまり考え方は違っていなかったんですけれども、その間に生活保護世帯との格差是正とか、アベノミクスとかいろいろ政策的なものが入りましたので、どっちかというところ地賃のほうが金額が高くなって推移していたところ、今申し上げましたが、昨年と今年はコロナになってしまっただけで異例なところなので、前年度の金額を引きずらないというのが原則ですけれども、ほかの3部会も、この2年間は異例だから、その辺もある程度加味していこうという議論にさせていただいているような感じはいたします。

マスコミ報道なんかを見ますと、政府や、関係省庁も含めて、先ほど原料単価以外はなかなか賃上げがしにくいという状況が日本の欠点ですけれども、埼玉県もそういう現状を文章の中にも記載させていただいているところ、ほかのところを意識されていると思うのですが、公正取引委員会はちゃんとそれをチェックしようとか、いろいろ国を挙げて今度の28円、多分、28円というのは政策的な金額だったと私は思うんですけれども、そういうことでいろいろ浸透を働きかけているので、これまでの年度よりも価格転嫁がしやすい年度かなと思います、これがどのぐらい続くか分かりませんが、少なくとも1年ぐらいは続くのかなという感じはするような状況と考えております。

労使の見解はそれぞれ聞いているとごもつともですけれども、そういう意味だと、今年はお互いに全員白丸を目指して、そういう背景も地賃にありますので、後で個別協議をされるときに念頭に置いていた

だきたいと思ひまして、説明させていただきます。

鈴木部会長 ありがとうございます。最終的な金額を決めるときは白丸という言い方をしておりますけれども、労使双方が合意する形で決着を見たいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。
安富委員、何か御意見はございますか。

安富委員 この会議に出ている我々、労側からしますと、ここの業種別が5業種あって、賃金の格差があって、そこもみんな同じにはできないですけれども、そこも引き上げていくというのが我々の使命だと思っておりますので、データのところで、当然ながら非鉄金属は状況的に厳しいのかもしれませんが、そういう点も加味していただけると助かりますということで意見とさせていただきます。

鈴木部会長 どうもありがとうございます。
そうしましたら、委員の皆様から御発言をいただきましたので、この後は個別協議に移らせていただきます。
例年ですと、労側からですかね。使側の皆さんには別室を御案内いただけますか。

(個別協議)

(再開)

鈴木部会長 ここでまた全体協議を再開したいと思います。
冒頭、労側から28円で御提示がありました、説明に不十分なところがございますので、改めまして28円の根拠について御説明いただきたいと思ひます。よろしく願ひします。

菊地委員 まず、前回頂いた資料の60ページ、資料No.15でございます。冒頭おわび申し上げたいのが、額的には14円、率的には2年合わせて1.9%の要求は厚労省発表の資料と賃上げ率に非常に乖離があるということで、訂正させていただきますと思ひます。
厚労省発表の資料でございますが、要求の妥結状況の9ポツの非鉄のところを見ていただきますと、今期は賃上げ率が1.7%と、参考で令和2年が1.77%でございます。それで改めて非鉄の特賃でございますが、昨年の引上げ率が1.77%、大元の特賃の額が944円でございます。そこで計算いたしますと、額面的には960でございます。プラス16円と。今期については1.7%の引上げ率でございますが、元の数値を特賃の960円で計算いたしますと976円で、アップ額が一昨年と昨年で16円、16円となりまして、足し算しますと

32円という計算になります。

昨年、非鉄がアップした額が4円でございます。その32円、マイナス4円ということで、28円という額になります。まずはそこを訂正しておわびしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

鈴木部会長

その上で労側が28円、使側が23円ということで、5円の乖離がありますので、それぞれのお立場から歩み寄れる範囲で、またさらなる金額の御提示をお願いしたいところがございます。まず、使側はいかがでしょうか。

廣澤委員

これまでいろいろ議論してきた中で、労側の御主張であります他業種との差を広げたくないというところを、使側としては最大限鑑みさせていただいて、当初23円と申し上げておりましたが、昨年度が4円ということ踏まえて、もう2円上げ、25円の提示をさせていただきたいと思っております。できましたらこれを上限とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木部会長

ありがとうございます。先ほど28円の御説明をいただきましたけれども、労側はいかがでしょうか。

菊地委員

今年度スタートの段階で、要は他産業、4産業との加重平均差が12.5円ございました。これが12.5円差があるところを維持するということであると、現段階では、計算すると12.5円を死守というか、維持するとなると26円でございますので、労側は26円でいかがかというところでございます。

鈴木部会長

ありがとうございます。そうしますと、使側は25円を上限に再度交渉、検討したいと。労側は他産業の加重平均との差をあまり広げたくないということで、何とか26円までならということで、それぞれ一歩ずつ歩み寄っていただいたような状況かと思っております。とはいえ、あと1円の乖離があります。できる限り労使のイニシアチブの下、金額を決めたいという思いもございますので、この後、個別にその1円の差をどう埋められるのか、あるいは埋められないのかというところをお話しさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

廣澤委員

質問でもいいですか。菊地委員がおっしゃった26円はどういうふうに見たらいいかをもう一度御説明いただけるとありがたいです。

菊地委員

単純に現状で専門部会で決まった電気、輸送、自動車小売の加重平均と非鉄の乖離の部分が38.3円でございます。それを引くことの

12.5円。というと25.8という数字が出てきますので、それで四捨五入といたしますか、そうすると26円と。

佐野委員 26円とかだと、地賃と差が開かないということでしょう。

菊地委員 地賃の額でいきますと昨年が2円、今年が28円、足す30円というところですか。昨年4円取ったので、引き算すると26円という数字も出てまいります。

鈴木部会長 1つは地賃のここ2年間の上げ幅、金額と、特賃の他産業との差とその2つを考慮して26円ということですね。

廣澤委員 30円と2円というのは。

菊地委員 地賃の上げ額が昨年は2円でした。非鉄の特賃が4円という、2円と4円は。

福田委員 要するに26円にすると、地賃との乖離差も開いていないという。廣澤さんも、特賃をどうするかはこれから考えていきたいというお話だったので、そういう意味では、乖離差ゼロという意味ではニュートラルな解決かなとも見えなくはないと思います。

佐野委員 今年、28円というのは地賃でも出ていますが、この28円は特賃のところでも結構意識すると思うんです。賃上げのああいうものを今年ではできるだけ浸透させたいというのがあるので、ただ、それ以上というとなかなか何とも言えないけれども、かなりそれに近い金額は国も意識しているので、26円というのはその内数、地賃より下回るの、いいのかなという感じはします。

補足すると、全ての企業じゃないですけども、非正規の方たちも、実際にボーナスを出していただいている、業績が上がっていると、業績いかんによってはその支給率を少し上に考えるようなこともされている感じがするので、単純に賃金だけじゃない。

菊地委員 賃金月額でなしに期末手当のほうで、要は年収ベースで還元をというお考えは。

佐野委員 全てじゃないですよ。むしろどういう割合か分からないですけども。

鈴木部会長 全てではないけれども、産業の文化としてそういう傾向があたりだ

という印象を受けました。

石橋委員

他の業種で落ち着いたところの数字が高くて驚きました。また28円にも驚きました。ここまでの経緯をお聞きしても25円が上限というような気持ちです。

菊地委員

昨年、結審した現状は今948円、地賃との乖離額がたしか20円ほどあったと思うのですが、今回、25円、26円だと19円の乖離となりまして、昨年よりも地賃との乖離が1円ほど下回るということも踏まえますと、そこの20円でなぜというわけではないですが、地賃との乖離の額も次年度以降、要は特賃と地賃との乖離の部分を見ますと、昨年同等といいますか、そこら辺はもらえる確率を、是が非でも危険なリスクは抑えたいというのがありますので、1円の違い、25円、26円ですけれども、そこも加味していただければと思うんです。

非鉄と電子・デバイス、電子部品ですか、要は地賃の額は956円があって、これはやむなしに一旦沈まる、埋もれるというところでございますが、非鉄産業の労側代表としては、この辺の脱却もいずれはしていきたいということがありますので、何とか26円でお願ひできればというところでございます。

廣澤委員

今、菊地委員がおっしゃったことも十分理解しておりまして、地賃との差は意識しなくてはいけないと思うのですが、今まで使側としては、特定最賃をある程度ロジカルに積み上げてきており、我々にとって一つのベースになっています。そこを踏まえると、今後、最賃に飲み込まれることを理由にしたプラス1円は、どうかと思っています。いずれにしても来年度はそういうことを議論しなくてはいけないので、ここは25円としていただけるか、それでも複線を張るために26円とするかは、我々の中でもう一度議論したいと思います。

鈴木部会長

ありがとうございます。

今の段階で双方の意見、これ以上はありませんか。休憩を挟んで、再開は労側からでよろしいですか。

再開後、労側からまた個別協議させていただいて、終わりましたらまた使側ということで、よろしくお願ひいたします。

(休憩)

(個別協議)

(再開)

鈴木部会長

それでは、全体協議を再開したいと思います。

まず使側から、よろしくお願いします。

廣澤委員

今お時間いただいて、いろいろ相談させていただきました。経営者の意識としても、特定5業者の中で、非鉄金属が一番低い金額にとどまっているのは決して心地良いこととは思っていません、逆にそこを何とかしていきたいという強い思いを持っております。以上を鑑みまして、26円とすることに応諾させていただきます。

ただし、地域別最賃28円については根拠が乏しいという認識から、それをもって1円引上げるとする理屈については承服しかねるということだけあえて申し上げたいと思います。以上です。

鈴木部会長

ありがとうございます。労側はいかがでしょう。

菊地委員

26円、ありがとうございます。今も廣澤委員から、要は地賃との乖離の部分ということで御答弁といえますか、おっしゃっていただきました。私もそうですけれども、廣澤委員も、必要性の有無を決議する本審の委員であります、せつかくですので、県内の非鉄産業で働く、産業を盛り立てる立場でもいらっしゃいます石橋さん杉田さんのお考えといえますか、先ほども廣澤委員がおっしゃっていましたが、決して非鉄が低位だからいいとは思っていないというお答えもいただきました。、次年度以降もお二方の御協力を持ちながら、非鉄産業を盛り上げていきたい。特賃を死守して、発展していかなければならないとも思っていますので、よろしくお願いします。せつかくですので、現段階で思いとかがありましたら、おっしゃっていただければと思うんですけれども、石橋委員、杉田委員から、もしよろしければ個別にいただきたいのですが、部会長、よろしくお願いします。

鈴木部会長

失礼しました。そうしましたら石橋委員、いかがでしょう。

石橋委員

今回初めて参加させていただきました。日頃は自社の社員の賃金をどうするかというところですが、賃金というのは、とにかく労使の関係においては一番大事なところであって、それがお互いの理解の上に成り立っている、ある意味聖域みたいなところであって、会社会社によって違うところだと思うんです。文化も違えば、業績だけではなくて、いろいろな成り立ちも違います。ですから、今回参加させていただきました、特賃を決めることを知ることができ良い経験になりました。以上でございます。

ありがとうございます。

鈴木部会長

続きまして、杉田委員、よろしくお願いいいたします。

杉田委員 求人にしても、賃金を調べる人は調べていて、ということがあると思うので、今回はそう考えました。以上です。

鈴木部会長 ありがとうございます。以上のようなお答えをいただきましたけれども、よろしいでしょうか。
労側の皆さん、何か御意見、コメントはございますか。

安富委員 私がこの場に参加させていただいているのは、特定最賃というのが、最賃と差がつくことによって我々の産業を維持できていると思っているんです。なので、今後は最賃、地賃に飲み込まれるとかいう話にもなるかもしれませんが、そこは我々の非鉄産業という産業を継続的に続けていくためにも必要な論議だと思っていますので、ぜひその辺は御理解いただいて、未来永劫続くようにしていただければと思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

鈴木部会長 濱田委員。

濱田委員 今回は26円ということで、ありがとうございます。2年間で地賃との差がゼロということで感謝申し上げます。今回、地賃も28円引き上がりましたが、東京と比較するとかなりまだ差が出ていて、県南の人などは東京で働く人も増えてきてしまうのではないかという懸念もあるんです。同じ製造業が4種ある中で非鉄が低いというのであれば、非鉄よりもほかの同じ製造業の業種のほうに行ってしまう可能性もあるかと思っています。
今後、地賃がどういうふうになっていくのか分かりませんが、県内の製造業で働く人を守る、または非鉄産業を発展させていくためには、賃金、時給を上げていくことが必要だと思っていますので、またこの審議会の中でいろいろ労使で協議しながら、県内の非鉄産業を盛り上げていければと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

鈴木部会長 菊地委員はよろしいですか。

菊地委員 ありがとうございます。

鈴木部会長 公益の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
そうしましたら、労使各委員の円滑な結果の取りまとめに御協力いただきまして、誠に感謝を申し上げます。
令和3年度、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は引上げ額26円、引

上げ率2.74%の時間額974円とすることで、結論に至ったということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長

それでは、採決に入ります。

令和3年度埼玉県非鉄金属製造業最低賃金額は時間額974円、発効日は令和3年12月1日とするについて、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

鈴木部会長

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。

それでは、部会長報告書(案)を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

鈴木部会長

部会長報告(案)について、事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長

令和3年9月27日付、埼玉地方最低賃金審議会埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会部会長、鈴木奈穂美から、埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長宛ての報告書となります。

当専門部会は、令和3年8月2日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、佐野勝正、鈴木奈穂美、福田素生。労働者代表委員、菊地裕次、濱田浩、安富良磨。使用者代表委員、石橋栄子、杉田幸男、廣澤健一。

別紙を読み上げます。埼玉県非鉄金属製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ)又は純粋持ち株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る)を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃または片付けの業務。

ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間974円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和3年12月1日。

以上です。

鈴木部会長 ありがとうございます。ただいま事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木部会長 原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、（案）を消していただき、本審議会に提出することといたします。

部会結審に対して、労働基準部長より御挨拶がございます。

労働基準部長 ただいま本専門部会最低賃金の改正決定に当たりまして、全会一致で部会長報告を作成いただきました。誠にありがとうございます。

各委員の皆様には、昨年からのコロナ禍におきまして、審議の運営に多方面で御面倒をおかけいたしました。そのような状況の中でも全会一致の部会長報告をおまとめいただきました背景には、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ代表委員の皆様にしつかりとイニシアチブを発揮いただき、また公益委員の皆様にも、その円滑な運営に御尽力いただいた賜物と存じております。

改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

鈴木部会長 議題2、その他です。まず、委員の先生方から何か議題はございますか。

ないようでしたら、事務局からございますか。

賃金室長 今後の予定について申し上げます。今後、9月29日午後2時半から本審の委員に御出席いただきまして、第8回本審を14階会議室で開催する予定になっております。この本審において、各部会報告を一括審議していただき、その結果を答申いただきますと、異議申出の公示を行い、異議の申出があった場合は10月18日に異議審を開催、再審議を経まして、10月28日に改正決定の官報公示を行い、効力発生は12月1日水曜日となっております。以上です。

鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の第2回埼玉県非鉄金属製造業
最低賃金専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —